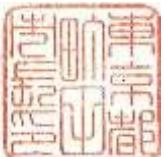


25 町政聴要第234 号の2
2025年9月1日

東京高齢者共同行動町田連絡会
事務局 全日本年金者組合町田支部 御中

町田市長 石 阪 丈一



「東京高齢者共同行動の町田市への要請行動」申し入れについて

いつも、市政にご協力いただき、ありがとうございます。
2025年7月25日に受付いたしましたご要望にお答えします。

A. 緊急要請について

2025年7月に、これまでの運用等を見直し、市のクーリングシェルターとして指定している施設については、東京都が推進する TOKYO クールシェアスポットにも合わせて登録することといたしました。

そのため、今後、国が「熱中症警戒アラート(熱中症特別警戒アラート)」の発表を行う運用期間においては、外出時の危険な暑さを避けるための一時的な休憩場所として、各施設の開館時間中、当該施設の指定エリアを TOKYO クールシェアスポット(熱中症特別警戒アラートが発表された際は「クーリングシェルター」)として、利用いただくことができます。

<参考>

「クーリングシェルター」は、熱中症特別警戒アラートが発表された際に、外出時の危険な暑さを避けるための一時的な休憩場所として開設する施設です。

「TOKYO クールシェアスポット」は、各施設の開館時間において、外出時の危険な暑さを避けるための一時的な休憩場所として開放する施設です。

B. 町田市への独自要請

1. 医療関係について .

1) について

広報まちだの毎月1日号最終面に夜間や休日に診療を行っている医療機関

を掲載しております。また、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(03-5272-0303)では、24時間、年中無休で都内の医療機関をご案内しております。

救急車の受入れについては、各病院のその時の状況によって異なり、高度な治療を要する場合は市外の三次救急医療機関(救命救急センター)へ搬送となる場合もございます。

町田市内には、救急隊が緊急に搬送する必要がある場合に収容及び治療を行う医療機関(救急告示医療機関)は9か所ございます。そのうち24時間体制で入院手術が必要な重症患者を受け入れる機関(二次救急医療機関)が6か所ございます。新たな病院を設立することや救急告示医療機関の指定申請については、病院事業者の判断によるところとなりますので、市で救急告示医療機関を増やす働きかけをすることは難しい状況です。

2)について

町田市民病院では、関連大学からの医師派遣により診療体制を構築しております。脳神経内科におきましては、2025年4月から非常勤医師を1名増員し、2名体制とし、かかりつけ患者に限定しておりました外来診療について地域診療所からの紹介患者の受入も再開いたしました。また、心臓血管外科は、常勤医師1名を採用できることにより、今まで木曜日に1名で外来診療に当たっておりました体制を2名に拡充いたしました。

腎臓内科におきましては、大学からの派遣常勤医師が3名から2名に減少しましたが、週2日の外来診療体制を引き続き維持しております。

医師を補充し、通常の診療体制を確保することは、地域医療を維持していく上で重要であると認識しておりますので、引き続き、関連大学への派遣要請を行ってまいります。

3)について

成人健康診査等の費用は、医療保険制度全体の受益者負担の公平性の確保及び健康意識の向上のため、受診者に一部ご負担いただいております。内発的な健康意識の向上は、被保険者ご本人の生涯にわたる健康維持に大きく寄与するため、重要なことであると考えております。

成人健康診査の一部負担の額については、東京都後期高齢者医療広域連合の「健診事業実施要綱」においても、「市区町村は、健診に伴う自己負担金として受診者から一人一律500円を徴収するものとする。」としております。なお、住民税非課税世帯の方の一部負担については免除しております。

また、成人健康診査は主にメタボリックシンドロームに着目した健診項目を実施しているため、聴力検査と緑内障検査、骨粗鬆症の検査（エムディー

法)を追加する予定はございません。

歯科口腔健康診査については、医療保険制度全体の受益者負担の公平性の確保及び健康意識の向上のため、一部自己負担いただいております。18歳から70歳を対象に実施している「歯科口腔健康診査」の負担金は500円です。また、71歳以上の方を対象に実施している「高齢者歯科口腔機能健診」は、「歯科口腔健康診査」に、<咀嚼機能><嚥下機能>の検査項目を加え、口腔機能全般の健診を行うもので、負担金は600円です。

なお、生活保護受給世帯・市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援給付受給証明書持参の方、歯科口腔健康診査においては、高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証・妊婦無料クーポン券を持参の方は無料で実施しております。

4)について

高校生までの通院時の医療費自己負担200円につきましては、なくす予定はございません。

2. 国民健康保険について

1)について

国民健康保険にかかる事業費の大部分は、被保険者が医療等にかかるための費用です。事業費の約78%は、国・東京都の公費や、会社勤めなどの被用者保険が負担し、残る22%を保険税で負担する仕組みとなっております。

町田市国保財政の不足分、いわゆる赤字は、保険税収入の不足分であり、これを保険税で負担することなく、一般会計から補填することは、町田市財政への負担となり続けるほか、国保の被保険者以外の市民に二重の負担を強いることになります。

赤字は本来、被保険者が保険税として負担すべきものであるため、保険税率の改定を避けることはできませんが、赤字の解消においては被保険者への影響を考慮し、計画的・段階的に進めてまいります。

2)について

国民健康保険は、国保税の均等割額に係ることを含め、国民健康保険法に基づいた制度運用がなされます。そのため、市独自で子どもの均等割をなくす考えはございません。

3)について

国は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方について、資格確認書により被保険者資格を確認するもの

であること、また、国民健康保険は、後期高齢者とは異なり、被保険者に様々な年代・属性の方が含まれていることから、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないという見解を示しております。

市としても、この国の方針に基づきマイナ保険証を保有していない方に資格確認書を交付してまいります。

4)について

国民健康保険は、加入者の相互扶助による社会保険制度であり、全ての被保険者の方の負担能力に応じて公平に保険税を納めていただくことを前提に制度が成り立っております。

保険税を納めていない被保険者の未納分は、結果的に他の被保険者の負担となることから、災害や病気、廃業など、保険税を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険税を滞納している方に対して、10割負担となる資格確認書を発行しております。疾病等により緊急に資格確認書の交付が必要と認められる場合は、状況に応じて、有効期限を短くした10割負担でない資格確認書を交付して対応する運用を行っております。

今後も、納税が困難な方あるいは遅れている方については、丁寧な納税相談を行ってまいります。また、法制度の説明を適切に行ってまいります。

3.介護保険制度について

1)について

特別養護老人ホームの整備を積極的に推進してきたことにより、待機者数は減少しております。これに伴い、待機期間も大幅に短縮し、2024年度は新規市民入所者の93.5%が申し込みから1年未満で入所しております（申し込みから6ヶ月未満で入所した方は75.4%です）。このため、「町田市いきいき長寿プラン24-26」では、特別養護老人ホームを新設する予定はございません。

2)について

今後も必要な方へ適切な介護認定を継続してまいります。また、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者は、訪問・通所の従前サービスを含めた多様なサービスの中から、自立支援に向けて適切なサービスを選択し、利用していただけます。

3)について

市では、各サービス種別ごとに設置されている連絡会に出席し、意見交換

や情報共有を行っております。また、事業所の抱える疑問や課題を把握し、連携を図りながら解決に努めております。報酬につきましては、基本報酬の他に算定できる加算の取得を促し、事業所の安定した事業運営を支援してまいります。

4. 高齢者福祉等について

1) について

介護タクシー等の利用費用については、町田市が単独で補助する予定はございません。なお、通院等のために介護タクシーを利用する際の乗降介助は、介護保険法により介護保険サービスの一つとして位置付けられており、費用については介護保険給付費でまかなわれるものとなっております。

2) について

高齢者への補聴器購入費の補助は、2025年4月から開始した新たな事業であり、現時点では補助制度を見直すことは考えておりません。

5. 住宅について

1) について

単身者用を含む市営住宅の増設につきましては予定しておりません。

2) について

単身者用住戸は毎回応募者が多く、抽選倍率が高くなることから、市内に長く住んでいる市民に配慮するため、世帯向と異なった入居資格にしております。そのため、入居資格の変更は予定しておりません。

3) について

生活保護申請者で居所の無い方には、速やかに入居できる施設として社会福祉法第68条の2の規定に基づき都道府県知事への届出がされた無料低額宿泊所をご案内しております。その後、居宅生活ができると認められた入所者については、アパートなどへの転居を進めております。

6. 公共施設の再編計画等について

1) について

図書館、学習室や会議室などを有する公共施設の再編を進めるにあたりましては、地元の町内会・自治会や市民の皆様にご意見を伺いながら、丁寧な説明を行い、取り組みを進めてまいります。

2)について

市民センター等を団体が利用する際は、主に利用する施設をひとつだけ選んで登録し、利用申し込みをしていていただいておりますが、貸出の休止期間中につきましては、登録した施設にしか申し込みができない制限を解除し、他の集会学習施設等を代替施設として申し込みできるようにしております。

これに加え、地元の町内会・自治会にご協力いただき、町田市から利用できる町内会館を案内した事例もございます。今後も、これまでの事例を踏まえながら周知してまいります。

また、市民センター等については、今後、一層の行政手続きのデジタル化を進めていく一方で、相談窓口の充実やコミュニティの拠点として充実を進めてまいります。市民センター等の管理運営手法についても、引き続き検討してまいります。

3)について

「町田市新たな学校づくり推進計画」では、市立学校における「教育環境・生活環境づくり」や、「放課後活動の拠点づくり」に加え、「市民生活の拠点づくり」も目指しております。

この「市民生活の拠点づくり」として、これからの中学校は、学校教育の場や身近な避難施設としてはもちろん、地域にお住いの方々が日常的に利用できる「地域活用型学校」と位置づけ、実現を目指しております。

学校統合による工事期間中及び工事完了後の避難施設については、市が代替施設の候補案を作成のうえ、地域の避難施設関係者連絡会において、町内会・自治会等で構成される自主防災組織の皆様と丁寧に連携を取りながら、合意を得て決定しております。避難施設の備蓄物資は、新たな避難施設の決定後、避難者推計に基づき代替避難施設に配備いたします。

代替避難施設などの防災情報は、全戸配布した町田市防災ガイド、市ホームページ、広報まちだ、新たな学校づくり通信などで周知しております。

4.)について

新たな学校の法令上の管理責任は、P F I 手法を導入した場合でも、学校教育法などの規定により、教育委員会及び校長にあります。教育活動については、これまでどおり当然、教員が行います。

また、学校の維持管理については、従来の学校においても、市が民間事業者に委託して修繕等を行っており、その点は P F I 手法でも同様です。

避難施設についても、P F I 手法を導入した場合でも、今まで通り市が備蓄物資の配備を行うほか、震災時は市職員・地域住民・施設管理者の3者が協力して避難施設の運営を行うことに変更ありません。

5)について

町田市の学童保育クラブは、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や、市の条例で定める「支援の単位は児童45人を上限とする」、「利用者一人につきおおむね1.65平方メートル以上」、「支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（そのうち1人は補助員に変えることができる）」を遵守しております。

6)について

（仮称）国際工芸美術館の建設地については、2014年の「（仮称）国際工芸美術館整備基本計画」において、国際版画美術館との相乗効果を高めるため、多くの方にご来館いただき地域を活性化するという視点に立ち、町田駅周辺の中心市街地からのアクセスや回遊性の点で、優位にある国際版画美術館北側とすることを決めました。

また、液状化については、日常的な維持管理に基づく観察の上では、液状化現象や面的な植生の変化等の客観的な事実は確認されておりません。

芹ヶ谷公園の自然環境の状況については、今後も、日常的な維持管理を通じて、継続的に把握してまいります。

芹ヶ谷公園は、都市公園法に基づく都市公園であり、緑を活用して人が活動する場所として位置づけております。市街地の中の都市公園として、多くの方に公園を活用していただける施設整備の視点から、一部区域の樹木の剪定や伐採をすることは、必要であると考えております。

今後も芹ヶ谷公園の自然環境に配慮しながら（仮称）国際工芸美術館の整備に伴う樹木の伐採を最小限度に留めるとともに、可能な限り補植を行います。

引き続き、芹ヶ谷公園の魅力である自然環境の担保と施設整備のバランスを考慮しながら、芹ヶ谷公園“芸術の杜”の整備を進めてまいります。

7)について

野津田公園については、2014年に策定した「町田市第二次野津田公園整備基本計画」に基づき、段階的に整備を進めております。

スケートパーク予定地は、野津田公園を当初整備する際に造成した雨水調整池です。公園内の駐車場から近く、利便性の高い場所にあることと、スケートパークに必要となる一定面積の平らな空間が確保できることから、スケートパークの適地として選定いたしました。

南側入口転回広場は、野津田公園で唯一、南側からアクセスできるエントランス空間として、大型車の進入に対応できるように整備するものです。

また、災害時の緊急輸送道路となる芝溝街道からの物資供給ルート、避難

ルートとして位置づけております。

8)について

ポプリホールの練習室2については、施設の維持管理を行う指定管理者の職員の人数に比して事務室が狭あいで労働安全衛生上の問題が生じたこと、建物の構造上、他に事務室として活用できるスペースがなかったことから、利用を休止し、指定管理者の事務室等として使用しており、現在のところ再開の予定はございません。

施設の安全管理のため、指定管理者の人員削減等は困難であることから、練習室2については、貸出施設としては廃止することを検討しています。

7. 交通関係について

1)について

バス事業者は、予てから運転士不足の問題を抱えている中で、2024年4月の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」改正適用によって運転士の勤務時間などの見直しが行われ、運転士の不足がさらに深刻化し、町田市内に限らず、バス路線の減便や廃止が余儀なくされております。そのため、現状においてバスの運行本数を戻すことは難しい状況です。

2)について

町田市では、バス停の利用者数や周辺の道路状況などを踏まえ、バス停に屋根やベンチを設置するバス事業者に対して補助を行っております。2024年度には、町田市内バス停において屋根を1か所、ベンチを2か所、バス事業者と連携して新規に設置いたしました。

「市民病院前」のバス停においては、これまでに屋根とベンチの設置についてバス事業者と検討しましたが、バス停の前後にある駐車場出入口及び脇道からバス停まで安全確保のための距離が確保できず、現状で設置することは困難と判断しております。

また、屋根やベンチの設置が可能な場所へのバス停の移設も検討しましたが、歩道の広さや駐車場出入口の設置箇所など、周辺の道路状況を踏まえると移設先の適地がございませんでした。

今後もバス待ち環境を向上するため、バス事業者と連携して町田市内のバス停へ屋根やベンチの設置に努めてまいります。

8. 生活保護について

1)について

町田市では、相談者が生活保護をためらわずに申請できるよう、ホームペ

ージでの案内に加え、市内5地域に「まちだ福祉〇（まる）ごとサポートセンター」を設置し、福祉の困りごとの相談を受け付けております。

生活保護の申請については、制度に関するリーフレットなどを活用し、手続きをご案内しております、制度に則り適正かつ適切に決定しております。申請時に必要な書類については、生活保護の決定や自立支援に必要なものをお出し頂いております。

2)について

生活保護法第4条には、「扶養義務者による扶養が生活保護に優先して行われる」と規定されております。この規定に基づき、申請者の方には扶養照会の必要性を丁寧に説明し、ご理解していただき、調査を行っております。

9. その他

1)について

火葬場の増設について、現在南多摩斎場において火葬場の増設は行えないと認識しておりますが、そのようなご意見をいただいたことを一部事務組合である南多摩斎場組合に伝えてまいります。

また、他市の火葬場を利用した場合について、現在、町田市として助成金を支給する予定はございませんが、火葬場の町田市内・市外にかかわらず、町田市の国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方が死亡した場合は、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費5万円を支給しております。

2)について

災害時協力井戸は生活用水での利用を想定しているため、水質検査基本1項目について、水道法水質基準に基づいた検査を引き続き実施しております。なお、PF OA及びPF OSを含む検査については、他の検査状況を継続して注視している状態です。災害時協力井戸水を飲用として提供していない旨は、町田市ホームページにて掲載しております。

C. 国や東京都などへ要請のお願い

1. 新型コロナ関係についての要請

新型コロナウイルス感染症のいわゆる後遺症（罹患後症状）に関して、国はホームページでQ & Aなどの情報を周知しております。

また、東京都ではホームページで新型コロナウイルス感染症の後遺症対応医療機関を公開しており、症状別や地域別に患者が対応医療機関にアクセスできる環境が整っております。

それ故、町田市としては新型コロナウイルス感染症の後遺症に悩む患者に

対して、国や東京都により必要な対応が行われているものと承知しております。

一方、新型コロナウイルス感染症に係る医療費については、2023年5月8日から感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更されたことに伴い、他の疾病と同法の通常の医療体制における対応となっております。そのため、患者が加入する医療保険の自己負担割合に応じて医療費の負担が生じることとなります。医療保険における高額療養費制度が適用される場合は、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなっております。

なお、予防接種では極めてまれではあるものの、不可避的に健康被害が起これうるため、予防接種健康被害救済制度が設けられています。予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用（自己負担分）について給付が行われます。

以上のことから、町田市としては、国や東京都に対して貴会からの標記内容について要請を行う予定はございません。

2. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の被保険者数と医療費は年々増加傾向にあり、保険料の増額はやむを得ないと考えております。しかしながら、急激な増額は被保険者の負担も急増することから、保険料は緩やかな増加になるよう東京都後期高齢者医療広域連合を通じて国に要請しているところです。

医療費の自己負担2割の「配慮措置」の9月末以降の継続につきましては、国の制度に従って実施するものです。このため、国へ要望を行う予定はございません。

3. 国保制度について

子どもに係る均等割額の軽減割合や対象年齢の拡大については、全国市長会を通じて国に要望しております。

4. 医療関係について

1) について

東京都は、行政的医療の安定的・継続的な提供、地域医療充実への貢献といった役割を将来にわたって果たし続けていくことを目的に2022年7月、都立病院と公社病院を一体として地方独立行政法人化しております。

なお、都立・公社病院の独立行政法人化を直営に戻すよう東京都に要請す

る予定はございません。

2)について

国は、医療資源を集約し、医療サービスの質を向上することを目的に、公立・公的病院等を対象に統廃合を検討しております。また、医療費の増加を抑制し、医療資源の効率的な再分配を目的に余剰病床の削減が検討されております。

なお、病院の削減計画の中止及び余剰病床の削減を国に要請する予定はございません。

3)について

初診時選定療養費は、外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、特定機能病院や一般病床200床以上の地域医療支援病院を初診で受診する際に、診療所等からの紹介によらない場合は、患者様の選択による受診として、国が徴収を義務付けております。

なお、初診時選定療養費の値下げを国に要請する予定はございません。

4)について

国は、本人の申請に基づく交付を原則としていますが、当分の間は、被保険者の申請によらず保険者が交付する運用を行うという見解を示しております。

そのため、市では、今年度(2025年度)の従来の保険証および資格確認書に係る一斉更新において、マイナ保険証を保有していない方に申請していただくことなく資格確認書を郵送しております。

今後、国から資格確認書の交付に係る運用について、新たな見解が示された場合は、その方針に従い資格確認書の交付を行ってまいります。

5)について

医薬品の保険適用に関する検討は、国が行うことと認識しており、市はその決定に従っております。

このため、国へ要望を行う予定はございません。

6)について

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、わかりやすく丁寧な周知・広報等を行うよう全国市長会を通じて国に要望しております。

5. 介護保険制度について

1) について

特別養護老人ホームの入所要件については、2015年度の介護保険法の改正により、原則要介護3以上の方に限定されておりますが、要介護1・2の方でも特例入所の要件に該当する場合、入所対象者となります。

2) について

介護保険制度改革のなかで、介護報酬への加算の充実などにより介護従事者の処遇改善を進めております。

介護報酬の適切な金額設定については、必要に応じて全国市長会等から国へ要望しております。

3) について

介護保険料未納による給付制限のうち、給付額減額は、介護保険法で定められ、保険料が時効消滅した期間によって給付額減額の期間が決定するものです。時効消滅した保険料は納付することができませんが、時効消滅していない納付可能な保険料を納付することにより給付額減額期間は短縮されますので、対象となる被保険者の方へはあらかじめその旨をご案内しております。

保険料負担の公平性を確保するため、給付額減額をなくすよう国へ要請することは考えておりませんが、滞納している方に対しては、今後も引き続き丁寧な納付相談を行ってまいります。

4) について

「障害者総合支援法」等の定めにより、障がい福祉サービスと同等の介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスを優先して利用いただくことが原則となっております。

ただし、同行援護、行動援護、自立訓練など障がい福祉固有のサービスについては、介護保険サービスに相当するものがないため、65歳に到達してからも障がい福祉サービスを受けることができるように対応しております。

また、その他のサービスについても、障がい者が必要とする支援の具体的な内容を聞き取り、利用者がより適切なサービスを利用できるように対応しておりますので、現時点では、同法第7条の廃止を、国に要請することは考えておりません。

5) について

ケアプランの有料化や要介護認定者の総合事業への移行については、現在のところ明確な方針が示されていないため、国へ要請することは考えており

ません。

6. 住宅と公共施設について

1) について

都営住宅の建替えや改修時には、需要の高い単身者住戸を増やすよう、東京都市長会を通じて東京都へ要望しております。

また、単身者住戸の入居資格の変更については市営住宅と同様の事情であることから、東京都への要請は考えておりません。

2) について

公社住宅の保証人を不要にすることについては、J K K の経営に関する内容のため、市として要請は考えておりません。

7. シルバーパスについて東京都に要請して下さい。

1) について

東京都は2018年に東京都シルバーパスについて実施したアンケートにおいて、都内乗車・都外下車のニーズについても調査しているため、東京都の動向を注視してまいります。

2) について

中間所得層に向けた利用料軽減枠の新設については、既に東京都市長会から東京都に対して要望しております。また、令和7年10月以降、制度見直しまでの軽減措置として、利用者負担金20,510円が12,000円に引き下げられます。

8 . 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」にするために以下のことを国に要請して下さい。

1) について

年金制度の在り方については、国において検討されていると認識しております。

2) について

年金制度の在り方については、国において検討されていると認識しております。

3) について

年金制度の在り方については、国において検討されていると認識しております。

ます。

4)について

年金制度の在り方については、国において検討されていると認識しております。

9. 郵便等による不在者投票の対象者は、介護保険制度では要介護状態区分が「要介護5」です。要介護3以上にするよう国に要請して下さい。

全国市区選挙管理委員会連合会を通して要望済みです。

10. 本年6月27日、最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、2013年からの史上最大の生活扶助基準引き下げ処分の違法性を認め、処分の取消しを命じる判決を言い渡しました。この判決を踏まえ、以下の5項を国に要請してください。

1)について

最高裁判決につきましては、国の動向を注視してまいります。

2)について

最高裁判決につきましては、国の動向を注視してまいります。

3)について

最高裁判決につきましては、国の動向を注視してまいります。

4)について

最高裁判決につきましては、国の動向を注視してまいります。

5)について

最高裁判決につきましては、国の動向を注視してまいります。